

平成24年度 社会福祉関係予算案の概要

(全国社会福祉協議会政策委員会整理)

平成24年度 厚生労働省予算案額
平成23年度 厚生労働省予算

26兆6,873億円 (このほか、年金交付国債2兆4,879億円。)
28兆9,638億円

対前年度増減額
増減率

-2兆2,765億円
-7.9%

(一) は不明もしくは数値内訳なし
(平成23年12月27日時点)

項目		23年度 予算	24年度 予算案	備考
I 生活保護制度の適正な実施				
新	1 生活保護受給者等の就労・自立支援対策 (トランポリン機能)の強化		セーフティネット支援対策等事業補助金(237億円)の内数	生活保護受給者や生活保護に至るおそれのある者のうち、通常の就労支援ではただちに就職には結びつきにくい者を対象に、生活のリズムづくりなど基本的な日常生活習慣の改善支援、就職に結びつきやすい清掃・警備・介護などの基礎技能の習得支援、能力に合わせたきめ細かい個別求人開拓等の取組を総合的に実施する。
	2 子どもの貧困対策支援の充実(「貧困の連鎖」の防止)(一部重点化)			生活保護世帯の子どもやその親への養育相談・学習支援等を実施することにより、生活保護の子どもが大人になって再び生活保護を受給するといった「貧困の連鎖」の防止を図る。
新	3 後発医薬品の使用促進など医療扶助の適正化対策の推進			医療全体で後発医薬品の使用促進に取り組んでいる中、生活保護でも後発医薬品の更なる使用促進を図るため、福祉事務所に「医療扶助相談・指導員(仮称)」を配置し、受給者へ後発医薬品に関して説明し、理解を求め、後発医薬品を一旦服用することを促すとともに、医療機関・薬局への周知・協力依頼を行うほか、電子レセプトを活用した点検を強化するなど、医療扶助の適正化を推進する。
	4 「福祉から就労」支援事業の拡充 【職業安定局計上】(一部復旧・復興)	35億円	40億円	東日本大震災の影響等による生活保護受給者の急増を踏まえ、自治体とハローワークの協定等による連携を基盤とし、福祉給付受給者を対象に、受給申請等の段階からの早期アプローチ、求人開拓、能力開発を通じたマッチングや定着に向けたフォローアップ等を重点に就労支援の強化を図る。
	5 生活保護費	2兆5,973億円	2兆8,319億円	(1) 保護負担金 2兆7,924億円 (2) 保護施設事務費負担金 282億円 (3) 生活保護指導監査委託費 20億円
II 地域社会の再構築				
新	1 地域生活定着促進事業の実施(一部重点化)		セーフティネット支援対策等事業補助金(237億円)の内数	高齢又は障害により自立が困難な矯正施設退所者の社会復帰や地域生活への定着をより促進するため、各都道府県の「地域生活定着支援センター」と保護観察所が協働して、入所中から退所後まで一貫した相談支援を行う。
	2 地域人材活用支援事業			定年退職者等が持っている資格やノウハウを地域に還元し、活躍の場に結びつけるコーディネーターを養成・配置し、高齢者や障害者など社会的弱者等に対する支援を行うことにより、地域の再生・支え合い体制の構築を行う。
	3 社会福祉振興助成費補助金	20億円	24億円(うち、復旧・復興経費分5億円)	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。 また、災害時において災害弱者(高齢者・障害者等支援が必要な方々)に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。

項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
4 社会的包摂・「絆」再生事業関係 ・ホームレス等貧困・困窮者の「絆」再生事業 ・地域コミュニティ復興支援事業（新規） 5 生活福祉資金貸付事業関係 6 地域福祉増進事業関係 ・安心生活創造事業 ・地域福祉等推進特別支援事業 ・日常生活自立支援事業 ・民生委員・児童委員研修事業 ・消費生活協同組合指導監督事業 7 全国社会福祉協議会活動の推進	0.76億円	0.92億円	〈参考〉平成23年度第3次補正予算 ○緊急雇用対策事業臨時特例基金〔住まい対策拡充等支援事業分〕の積み増し ・社会的包摂・「絆」再生事業 145億円 ・生活福祉資金貸付の特例貸付の実施に伴う体制整備 165億円 ○緊急雇用対策事業臨時特例基金〔住まい対策拡充等支援事業分〕の事業期間を平成24年度末まで延長 【新規事項】 生活福祉資金貸付事業の事務費の補助規定の見直し（セーフティネット支援対策事業費補助金） 【新規事項】（再掲） ○地域人材活用支援事業 ・定年退職者等が持っている資格やノウハウなどの潜在的な社会資源を発掘し、地域の活躍の場に結び付けるコーディネーターを養成・配置し、高齢者や障害者などの社会的弱者等に対する支援を行う。（補助率：1/2） ・ボランティアセンター機能の充実・強化 ・民生委員に対する情報支援等 ・各種人権問題に対する施策の推進 等
Ⅲ 災害救助法による災害救助			
1 災害救助費等負担金	—	496億円 （うち、復興・復旧・復興経費分494億円）	東日本大震災による被災者の方々の住居の安定を図るなど、応急救助に必要な経費を負担する。
Ⅳ 経済連携協定の円滑な実施(外国人介護福祉士候補者への支援)			
1 外国人看護師・介護福祉士受入事業の実施	0.6億円	0.56億円	経済連携協定(EPA)に基づき入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適正に受け入れるため、介護導入研修を行うとともに受け入れ施設に対する巡回指導・相談を行う。
2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施 (1) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	—	セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数	外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習に対する支援を行う(候補者一人当たり定額(23.5万円以内)を助成)。
(2) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	1.3億円	1.21億円	受入施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修並びに就労2年目及び3年目の候補者に対する介護分野の専門知識に関する通信添削指導(定期的な小テスト)を実施する。また、介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援(模擬試験の実施等)を開始する。
Ⅴ 福祉・介護人材確保対策の推進			
1 福祉・介護人材の確保の推進 (1) 介護職員等によるたん吸引等の研修の実施	9.4億円	—	介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県レベルで研修を実施する。
① 都道府県喀痰吸引等研修事業	—	セーフティネット支援対策等事業費補助金の内数	
② 喀痰吸引等指導講習事業	—	0.20億円	都道府県レベルで喀痰吸引等の研修指導を行う指導者に対し、必要な講習を実施する。

項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
(2) 福祉人材確保推進事業		セーフティ ネット支援 対策等事業費 補助金の内数	1 介護福祉士等修学資金貸付事業 ①貸付対象に実務者研修受講者を加え、質の高い介護福祉士の安定的な確保を図る。 ②返還免除要件について、法人における人事異動等の場合や、東日本大震災の被災3県で従事した場合に、都道府県区域外でも返還免除とするよう緩和する。 2 福祉人材確保重点事業 福祉・介護人材の確保を推進するため、都道府県に設置された福祉人材センターにおいて、求人・求職情報の収集・提供、介護・福祉従事者に対する研修等の事業を実施する。
(3) 中央福祉人材センター運営事業費	0.39億円	0.38億円	全国社会福祉協議会(中央福祉人材センター)
(4) 福利厚生センター運営事業費	0.73億円	0.66億円	福利厚生センター
			(参考) 平成23年度第4次補正予算(案)の概要(抜粋) 福祉・介護人材確保対策の継続 (障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長等(平成24年度末)) ○障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の実施期間を1年間延長(～平成24年度) ○福祉・介護人材確保対策については、都道府県の介護サービス量や施設・事業所の状況等に応じて、交付額の範囲内で事業を実施。 ○事業内容を、以下のとおり見直し 【見直し後の事業】※福祉・介護人材の緊急的な確保を図る措置分 1. 福祉・介護人材参入促進事業 2. 潜在的有資格者等再就業促進事業 3. 福祉・介護人材マッチング機能強化事業 4. 福祉・介護人材確保対策連携強化事業
2 指導的福祉人材の養成等			
(1) 社会事業学校経営委託費等	3.88億円	7.37億円 (うち、復興・復旧経費 分4億円)	日本社会事業大学において、介護サービスの質の向上を図るため、「介護福祉学」を確立するための研究を実施する。また、施設の改修等を実施し、学生等の安全の確保を図り、復興を支える福祉・介護人材の養成を推進する。
(2) 社会福祉職員研修センター経営委託費	0.36億円	0.36億円	全国社会福祉協議会(中央福祉学院)
3 教員の質の向上			
(1) 介護教員講習会事業	0.09億円	—	国庫補助廃止(日本介護福祉士養成施設協会)
(2) 社会福祉士実習・演習担当教員講習	0.02億円	—	国庫補助廃止(日本社会福祉士養成校協会)
4 実習施設における実習指導者の質の向上			
(1) 介護福祉士養成実習施設実習指導	0.14億円	—	国庫補助廃止(日本介護福祉士会)
(2) 社会福祉士養成実習施設実習指導	0.16億円	—	国庫補助廃止(日本社会福祉士会)
VI 独立行政法人福祉医療機構			
1 運営費交付金			
(1) 一般勘定分	33億円	29.3億円	
(2) 共済勘定分	5.5億円	5.5億円	
2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給	213億円	213.1億円	給付予定人員の増(59,215人→62,713人)
3 社会福祉振興助成費補助金	21億円	24億円	政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。また、災害時において災害弱者(高齢者・障害者等支援が必要が方々)に対し、緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築し、災害対策の強化を図る。
4 社会福祉事業施設等貸付事業利子補給金	5.5億円	5.5億円	1. 財投原資の確保 貸付契約額 3,388億→3,973億円 (うち福祉貸付 1,715億→1,899億円) 資金交付額 2,895億→3,912億円 (うち福祉貸付 1,526億→2,118億円) 財政融資資金 2,460億→3,588億円 自己資金 435億→324億円 財投機関債 330億→330億円

項目		23年度 予算	24年度 予算案	備考
				2. 福祉貸付の条件改善 (貸付条件の改善) ①小規模多機能型居宅介護事業所の融資の相手方の拡大 ②障害福祉サービス事業所等の融資の相手方の拡大 ③児童福祉法関係の一部改正に伴う障害児関係事業・施設に対する経営資金(つなぎ資金)の貸付に係る優遇措置 ④養護老人ホームの老朽化等に伴う建て替えに係る優遇措置 ⑤国有地等を活用した社会福祉施設等の高度化事業に係る優遇措置 (優遇措置の延長) ⑥アスベスト対策事業に係る優遇措置 ⑦療養病床のケアハウス等への転換に係る優遇措置 ⑧障害者の就労支援事業の推進に伴う融資条件等の変更 ⑨介護基盤の整備に伴う融資条件の優遇措置 ⑩社会福祉事業施設耐震化に係る融資条件の優遇措置 ⑪スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置
VII 社会福祉法人に対する支援				
1 福祉サービスの第三者評価等事業		0.07億円	0.07億円	1. 福祉サービスの第三者評価 全国社会福祉協議会において、第三者評価事業の円滑な普及・定着を図るため、評価基準の策定、指導者養成研修を実施。
2 運営適正化委員会設置運営事業				2. 運営適正化委員会 全国社会福祉協議会において、都道府県社会福祉協議会に設置する運営適正化委員会の相談員全国会議を実施。
3 社会福祉法人指導監督事業				都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会の運営に必要な経費を補助。
4 社会福祉法人新会計基準(一元化)研修事業				都道府県、指定都市及び中核市が実施する社会福祉法人指導監査に要する旅費を補助。
5 社会福祉施設に対する支援				都道府県、指定都市及び中核市が実施する管内社会福祉法人の会計担当職員等への研修会に要する旅費を補助。
(1) 社会福祉施設の運営		5,004.0億円	5,270.92億円	
①社会分		276.45億円	282.46億円	
②児童分		4,599.33億円	4,875.93億円	
③障害分		128.21億円	112.53億円	
VIII 高齢者福祉施策の充実				
1 地域包括ケアの推進				
(1) 地域ケア多職種協働推進等事業		—	7.7億円	市町村で地域包括ケアシステムを構築するため、地域包括支援センターの医療・介護等の多職種連携機能を強化する。 このため、地域のネットワーク構築や多職種連携の場である地域ケア会議の運営の指導的な役割を担う人、専門的な助言を行うOT・PT等のリハビリ職、地域保健の医師・保健師、管理栄養士等の専門職の確保を支援する事業を行う。
(2) 認知症を有する人の暮らしを守るための施策の推進		27億円	29億円	①市町村での認知症施策の推進等 認知症地域支援推進員を中心に、市町村で医療、介護や生活支援サービスが有機的に連携したネットワークを構築し、認知症の人への効果的な支援を行う取組の拡充を図る。 ②地域での市民後見活動の仕組みづくりの推進 市民後見人(弁護士、司法書士等の専門職以外の後見人)を育成するとともに、その活動を支援するなど、地域での市民後見活動の仕組みづくりの更なる推進を図る。
(3) ねんりんピック宮城・仙台大会への支援		0.9億円	2.1億円	平成24年度に宮城県と仙台市で開催される「全国健康福祉祭(ねんりんピック)」について、東日本大震災からの「復興」と「感謝」をPRする大会として開催するための支援を行う。

項目		23年度 予算	24年度 予算案	備考
2 安定的な介護保険制度の運営 (1) 介護給付に対する国の負担等		2兆2,002億円	2兆3,392億円	平成24年度介護報酬改定においては、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況、地域包括ケアの推進等を踏まえ、1.2%の改定率とする。 介護報酬改定 〔改定率 +1.2% 在宅 +1.0% 施設 +0.2%〕 (改定の方向) ・介護職員の処遇改善については、これを確実にを行うため、これまで講じてきた処遇改善の措置と同様の措置を講ずることを要件として、事業者が人件費に充当するための加算を行うなど、必要な対応を講じることとする。 ・介護サービスの効率化・重点化と機能強化を図る観点から、各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護への移行を図る。 ・24時間定期巡回・随時対応サービスなどの在宅サービスの強化を図る。 ・介護予防・重度化予防については、真に利用者の自立を支援するものとなっているかという観点から、効率化・重点化する方向で見直しを行う。 また、介護給付、地域支援事業等の実施に必要な経費を確保するとともに、介護給付費の適正化事業を更に推進し、安定的・効率的な介護保険制度運営に努める。 ○ 介護給付費負担金 1兆4,686億円 各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担。(施設等給付費(※)においては、15%を負担) ※ 施設等給付費とは、都道府県知事が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。 ○ 調整交付金 4,125億円 全市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担。 (各市町村間の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整) ○ 2号保険料国庫負担金 4,580億円
(2) 地域支援事業の着実な実施		677億円	642億円	要介護状態等となることを予防する事業を実施するとともに、地域における総合相談機能や包括的・継続的なケアマネジメント等を推進する。 また、平成24年度からは、市町村の判断により、要支援者・介護予防事業対象者向けの、介護予防・日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる「介護予防・日常生活支援総合事業」を創設。
新 新 新	3 地域での介護基盤の整備 (1) 在宅医療・介護の推進(実施拠点となる基盤の整備)	—		
	① 在宅サービス拠点の充実		57億円の内数	地域で包括的な介護基盤を整備するため、小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせた「複合型サービス事業所」、訪問介護と訪問看護が密接に連携した「定期巡回・随時対応サービス」、訪問看護ステーションの大規模化やサテライト型事業所の開設に必要な備品購入費等の支援を行う。
	② 低所得高齢者の住まい対策			ア 低所得高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、小規模な養護老人ホームの整備に対する支援を行う。 イ 小規模な養護老人ホームや都市型軽費老人ホームの開設に必要な備品購入費等の支援を行う。
	(2) 都市型軽費老人ホーム等の整備	—	57億円の内数	都市型軽費老人ホーム等の整備に必要な経費について財政支援を行う。また、介護療養型医療施設の一層の転換を図る。なお、政令指定都市分については、平成24年度から内閣府所管の地域自主戦略交付金により対応する。

項目		23年度 予算	24年度 予算案	備考
新	4 その他の主要事項 (1) 介護サービス情報の公表制度の着 実な実施		3.3億円	平成24年度に改正される介護サービスの情報公表制 度が円滑かつ着実に実施されるよう、都道府県が行う 調査・公表事務、普及啓発、調査員の専門性を活用し た相談体制の充実や調査員研修等についての事業を支 援する。
	(2) 福祉用具・介護ロボットの実用化 の支援	0.8億円	0.83億円	福祉用具や介護ロボット等の実用化を支援するた め、試作段階の機器等を用いた、臨床的評価や介護保 険施設等におけるモニター調査等を通じ、実用的な機 器の開発に資するスキームの構築を図る。
	(3) 市町村介護予防強化推進事業	—	2.8億円	閉じこもりやうつ等により通所での事業参加が困難 な高齢者に対し、生活機能の低下予防に効果的な訪問 型介護予防プログラムを開発し、全国へのマニュアル 提示などを行う。
	(4) 要介護認定の認定調査員への研修		0.95億円	各都道府県において要介護認定を担当する職員等 に対して、要介護認定の基本的な知識及び技能等に関 する研修を実施する。
	(5) 介護保険総合データベースの構築		2.1億円	要介護認定に係る情報や介護給付費明細書等の情報 を統合し、介護保険に係る総合データベースを構築す ることにより、状態に応じたサービスの実態等を分析 し市町村における適正で効率的な介護保険制度の運営 等に資する。
	(6) 低所得者への配慮	13億円	12億円	社会福祉法人による利用者負担軽減措置の取り組み を推進するなど、低所得者への配慮を行う。
	(7) 訪問看護の充実	2億円	2.2億円	小規模な訪問看護事業所の経営の安定化を図るた め、請求事務や相談業務の共同化等を行う訪問看護支 援事業を引き続き実施し、在宅療養の充実を図る。
				(参考) 【復興庁設置法に基づき内閣に設置する 復興庁で計上】 ○介護保険制度の利用者負担減免等の特別措置 【復旧・復興】 44億円 東京電力福島第一原発の事故により設定された 警戒区域等の住民の方について、介護保険の利用 者負担や保険料の減免の措置を延長する場合に、 保険者等の負担を軽減するための財政支援を行う。
IX 障害者支援の総合的な推進				
1 障害保健福祉サービスの確保、地域生活 支援などの障害児・者支援の推進				
(1) 障害福祉サービスの確保、地域生 活支援等				
① 障害福祉サービス等の確保 (一部 新規)		6,342億円	7,434億円	障害者等が地域で暮らすために必要なホームヘル プ、グループホーム、就労移行支援等の障害福祉サー ビスを計画的に確保する。 また、平成24年度4月に+2.0%の障害福祉サービス 費用(報酬)の改定を行い、福祉・介護職員の処遇改 善、通所サービス等の送迎を含む障害者の地域生活の 支援、障害福祉サービスの質の向上等を推進する。

項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
			(参考) 【平成23年度第4次補正予算案】 ○障害者自立支援対策臨時特例基金の積み増し・延長(24年度末) 115億円 障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の所要額の積み増し及び平成24年度までの期間延長を行い、事業所運営の安定化、設備等の基盤整備、自治体における給付費支払い 障害者自立支援対策臨時特例基金(115億円) 1. 事業目的 平成24年度から新体系移行が完全実施されるが、新体系移行後の利用者やサービス提供事業者への支援や、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正の円滑施行のための支援を行う。(平成25年3月31日まで延長) 2. 事業内容 ①新体系定着支援事業 50億円(補助率:1/2) 新体系移行後の事業運営を安定化(9割保障)させることにより、新体系移行後のソフトランディングを支援。 ②障害者自立支援基盤整備事業 37億円(補助率:定額) 賃貸物件をグループホーム等に改修するための経費や就労支援事業所等の設備に係る経費を助成し、障害福祉サービスの基盤を整備促進。 ③障害者自立支援法等改正施行円滑化特別支援事業 10億円(補助率:定額) 障害者自立支援法・児童福祉法等の一部改正法の施行に伴い、自治体における給付費支払いシステムの改修等を行う。 ④相談支援体制の充実・強化事業その他 18億円(補助率:定額) (参考) 【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】 0.16億円 東京電力福島第一原発事故により設定された警戒区域等に住所を有する利用者について、その利用者負担の免除の措置を延長する場合に、市町村等の負担を軽減。
② 地域生活支援事業(一部新規) 【一部重点化】	445億円	450億円	移動支援やコミュニケーション支援など障害児・者の地域生活を支援する事業について、市町村等での事業の着実な実施や定着を図る。 また、障害児・者が地域生活へ移行するための支援や、安心して地域で暮らすことができるための支援体制を整備するため、地域での相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの機能強化や成年後見制度の利用を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化など障害児支援の充実を図る。
③ 障害者への良質かつ適切な医療の提供	1,991億円	2,057億円	心身の障害の状態の軽減を図る自立支援医療(精神通院医療、身体障害者のための更生医療、身体障害児のための育成医療)を提供する。 また、自立支援医療の利用者負担のあり方については、引き続き検討する。

	項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
	④ 障害児・者への福祉サービス提供体制の基盤整備（一部新規）【一部重点化】【一部復旧・復興】		117億円	障害児・者の地域移行・地域定着支援や就労支援の充実を図るため、生活介護や就労継続支援等の「日中活動の場」の基盤整備を推進するとともに、グループホーム等の「住まいの場」の整備を推進する。 また、基幹相談支援センターの設置を促進するとともに、児童発達支援センターの地域支援機能の強化や障害児入所施設の小規模グループによる療育等障害児支援の充実を図るための整備を推進する。 さらに、災害時に、障害福祉サービス事業所や障害児施設等に障害児・者の緊急受入れが可能となる設備等を備えた防災拠点等の整備を推進するとともに、障害福祉サービス事業所（通所）の耐震化を図る。 なお、これまで社会福祉施設等施設整備費補助金の整備対象としてきた大規模修繕等及び保護施設等の整備については、平成24年度から地域自主戦略交付金（一括交付金）により対応する。（11.3億円） ※大規模修繕等：既存施設の一部改修や介護用リフト等の建物に固定して一体的に整備する工事。
	⑤ 特別児童扶養手当、特別障害者手当等		1,511億円	特別児童扶養手当（1,124億円） 特別障害者手当等（387億円） 手当額についてはこれまで年金と連動して同じスライド措置が採られており、かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず手当額を据え置いたことにより、1.7%、本来の手当額より高い水準の手当額で支給している措置について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げる。（平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引下げ）
	⑥ 障害者虐待防止等に関する総合的な施策の推進	4.1億円	4.2億円	① 障害者虐待防止対策支援事業の推進（一部新規） 4.2億円 平成24年10月の障害者虐待防止法の施行に向けて、都道府県や市町村で障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域の関係機関の協力体制の整備、家庭訪問、関係機関職員への研修等を実施するとともに、新たに、障害者虐待防止法における通報義務等の制度の周知を図ることにより、支援体制を強化する。 ② 障害者虐待防止・権利擁護に関する人材養成の推進 0.04億円 国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施する。
新	⑦ 障害程度区分の調査・検証（新規）		1億円	実態に即した公平・透明な支給決定が行われるよう、障害程度区分に関する調査・検証を行う。
	⑧ 自治体等における専門的人材養成の支援（一部再掲）		0.5億円	総合福祉部会の骨格提言を踏まえ、自治体等における相談支援や権利擁護に必要な人材確保のため、必要な研修等の支援を行う。
新	⑨ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業（新規）		22億円	重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている財政力の弱い市町村に対し財政支援を行う。（障害者自立支援対策臨時特例交付金の基金事業であったものを新たに補助金化するもの。）
	（２）地域における障害児への支援体制の強化			
	① 障害児の発達を支援するための給付費等の確保（一部新規）		566億円	障害のある児童が、できるだけ身近な地域で、障害の特性に応じた療育等の支援を受けられるよう、それに係る経費を確保する。

項目		23年度 予算	24年度 予算案	備考
新	② 重症心身障害児者の地域生活モデル事業の実施（新規）		0.24億円	重症心身障害児者やその家族への総合的な地域支援体制を整備するため、コーディネーターを配置し、障害者の状況や個々のニーズ等を踏まえた効果的なサービス利用や関係機関等との連携のあり方等の総合的なモデル事業を実施する。（5か所）
	（3）障害者の自立及び社会参加の支援等 ① 障害者の社会参加の促進		27億円	視覚障害者に対する点字情報等の提供、手話通訳技術の向上、ITを活用した情報バリアフリーの促進、芸術文化活動の振興等を支援し、障害者の社会参加の促進を図る。 ① 手話通訳技術向上等研修事業の充実 0.32億円 手話通訳士や手話通訳者等の技術向上や指導者の養成を図るための研修を行い、聴覚障害者等の社会参加の促進を図る。（現任研修の実施箇所数の増：全国4ブロック→全国8ブロック） ② 手話研究・普及等事業の充実 0.12億円 聴覚障害者の日常生活の利便を図るため、手話の研究や新たな手話言語の造語を行うとともに、聴覚障害者及び関係者等へ研究成果等の普及啓発を行う。（新しい手話の造語及びその普及啓発を行う研究委員会の設置箇所数の増：全国3ブロック→全国8ブロック） ③ 盲ろう者向け生活訓練等事業の実施 0.14億円 平成22年度及び平成23年度のモデル事業において作成した生活訓練等マニュアルに基づき、地域の施設で訓練等を実施して、マニュアルの検証を行い、盲ろう者の地域における生活訓練のあり方について検討を行う。 ④ 災害時リーダー養成研修・実践的救援訓練事業の実施（新規） 0.01億円 国際障害者交流センターにおいて、災害時における視聴覚障害者の障害の特性に応じた対応方法を熟知したリーダーの養成を行う。（年2回実施）
新	② 障害者スポーツに対する総合的な取組	—	8.5億円	平成23年6月に成立したスポーツ基本法を踏まえ、ロンドンパラリンピック等の世界大会への日本選手団の派遣や強化合宿の実施などを推進することにより、障害者スポーツの振興を図る。 ① 選手強化事業の充実 5.7億円 障害者スポーツの世界大会（パラリンピック及びデフリンピック）においてメダル獲得が有望である選手・団体を指定し、トップレベルの競技者に対する特別強化プランを実施する。 ② 世界大会への日本選手団の派遣 1.3億円 4年に1回開催される障害者スポーツの世界大会（ロンドンパラリンピック及びスペシャルオリンピックス冬季世界大会（韓国・平昌））に日本選手団の派遣を行うとともに、国内強化合宿を実施する。 ③ 障害者スポーツ指導者の養成（新規） 0.34億円 地域における障害のある人々のスポーツ活動を支えるとともに、「障害者スポーツ指導員」、「障害者スポーツコーチ」、「障害者スポーツ医」、「障害者スポーツトレーナー」の養成及び資質の向上のための現任研修を行う。 ④ 障害者の健康増進・スポーツ支援普及事業（新規） 0.17億円 障害者の健康増進のためのモデル事業等を国立障害者リハビリテーションセンターで実施するとともに、障害者が安全にスポーツを行いつつ競技力の向上が図られるよう、障害者スポーツ選手に対するメディカルサポート体制の整備を図る。
新				
新				

項目		23年度 予算	24年度 予算案	備考
新	(4) 業務管理体制の整備等			
	① 業務管理体制データ管理システムの整備		0.99億円	平成24年4月からの障害福祉サービス事業者等の新たな業務管理体制の整備について、監督権者の指導監督が適切に行われるよう、障害福祉サービス事業者等の情報を共有化するシステムの構築等を行う。
	② 業務管理指導監督研修会等の実施		0.04億円	障害福祉サービス事業者に対する、都道府県及び市町村の指導監督が適切に行われるよう、都道府県・市町村において指導監督業務に従事する職員に対し、監査の実施内容、法令順守に関する指導方法等についての研修を実施する。
	2 地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策の推進			
	① 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問支援）体制の確立	7億円	7.9億円	障害者の地域移行・地域生活支援の一環として、未治療の人、治療を中断している重症の患者などへ、アウトリーチ（訪問支援）により、医療・保健・福祉サービスを包括的に提供し、丁寧な支援を行うため、多職種チームによる訪問活動やこれらに従事する人への研修等を実施する。（25か所→28か所（定額補助））
	② 精神科救急医療体制の整備	18億円	20億円	各都道府県において、精神疾患をもった救急患者が地域で適切に救急医療を受けられるよう、精神科救急医療施設における空床を確保する等、精神科救急医療体制の整備を推進するとともに、平成22年の精神保健福祉法の一部改正により、都道府県に法律上位置付けられた精神科救急医療体制整備の努力義務の下で、近年増加している自殺未遂者や身体疾患を合併する精神疾患患者にも対応できる精神科救急医療体制のさらなる充実・強化を図る。
	③ 精神障害者の地域移行・地域定着支援の推進（一部新規）	6.7億円	3.3億円	「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本理念に基づき、都道府県等において、精神科病院の入院患者に対する退院促進に向けた啓発活動や対象者が退院に向けて行う準備への支援などを行うことにより、精神障害者の退院促進及び地域定着に向けた事業を実施する。 また、退院のために特に支援が必要な高齢長期入院患者に対しては、院内の専門職種と地域の関係者がチームとなり、退院に向けた包括的な地域支援プログラムを実施し、地域移行を目指す取組を新たに実施する。
	④ 認知行動療法の普及の推進	1億円	0.98億円	うつ病の治療で有効性が認められている認知行動療法（※）の普及を図るため、従事者の養成を実施する。 ※認知行動療法：鬱病になりやすい考え方の偏りを、面接を通じて修正していく療法。
	⑤ 認知症医療体制の整備	3.7億円	3.6億円	地域で認知症の専門的医療を提供する認知症疾患医療センターにおいて、鑑別診断、専門医療相談、合併症対応、診療情報提供、介護との連携等を行うほか、認知症の周辺症状や身体合併症に対する双方の医療を担う中核的機能の整備等を推進する。
	⑥ 災害時心のケア支援体制の整備（一部新規）	—	1.1億円	自然災害の被災者、犯罪、交通事故等の被害者のPTSD、トラウマ対策として、都道府県等における日常的な相談体制の強化、及び事故等発生時の緊急対応体制の整備を図る。 また、大規模自然災害発生時の被災地に対する精神医療・心のケアに係る、応急的・継続的な支援体制の強化を図る。 〈参考〉平成23年度第3次補正予算 ○被災者の心のケア 28億円 被災者の方々に対して中長期的な心のケアを行うため、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金を積み増し（被災3県）し、被災者の支援や心のケアを行うための拠点整備を図るための事業等に対して財政支援を行う。

項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
⑦ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に関する医療提供体制の整備の推進（一部新規）	208億円	235億円	心神喪失者等医療観察法を適切に施行するため、指定入院医療機関の確保を行うとともに、入院から通院を通じた継続的な医療の提供と社会復帰の促進を図る。 また、心神喪失者等医療観察法に基づく医療の専門家により医療体制等について技術的助言を行うことにより、医療の向上を図る。
3 発達障害者等支援施策の推進			
① 発達障害者の支援手法の開発や支援に携わる人材の育成等（一部新規）	-	3.5億円	①支援手法の開発、人材の育成 2.7億円 発達障害者一人ひとりのニーズに対応する一貫した支援を行うことができるよう、先駆的な取り組みを通じて有効な支援手法を開発・確立する。 また、国立障害者リハビリテーションセンター等で、これまでのモデル事業の成果を踏まえ、発達障害者の就労支援に関する支援手法の充実を図るとともに、家族短期入所及び訪問支援等を通じた発達障害児とその家族に対する支援プログラムの開発や、発達障害者支援に携わる人に対する研修を行う。 ②発達障害に関する理解の促進 0.71億円 全国の発達障害者支援センターの中核拠点としての役割を担う発達障害情報・支援センターにおいて、発達障害に関する各種情報を発信し、支援手法の普及や国民の理解の促進を図る。 また、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）を契機に、自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図るための普及啓発を行う。
② 発達障害者の地域支援体制の確立	2億円	2億円	都道府県等におかれている発達障害者支援センターで、発達障害のある人やその家族に対し、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供を行う。 また、都道府県で、ペアレントメンター（※1）の養成とその活動を調整する人の配置、健診などにおけるアセスメントツール（※2）の導入を促進する研修会の実施等を行う。 ※1 ペアレントメンター：発達障害者の子育て経験のある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。 ※2 アセスメントツール：発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票のこと。
③ 発達障害の早期支援	-	2.7億円	市町村で発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う。（66市町村→113市町村） 〈参考〉【復興庁設置法に基づき内閣に設置する復興庁で計上】 ○発達障害者への災害時支援（新規）【復興・復興】 0.45億円 発達障害者支援センター等の関係機関の連携による災害時の対応や避難場所の確保など、災害時の支援に効果的な方法等のマニュアル

項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
4 障害者に対する就労支援の推進 ① 「工賃向上計画」の着実な推進	5億円	4億円	工賃向上計画については、各都道府県におけるこれまでの「工賃倍増5か年計画」による取組を踏まえて見直しを行い、経営改善や商品開発、市場開拓などを中心とする新たな「工賃向上計画の策定（3年間）」を支援することで、就労継続支援B型事業所（一般企業等での就労が困難な障害者への就労を支援（雇用契約によらない）する事業所）における安定的・継続的な作業を確保するなど、工賃引き上げに向けた取組を支援する。 【国1/2、都道府県1/2】 - 経営力育成・強化 工賃向上計画の策定及び管理者の意識向上を図る。 - 技術向上 専門家による技術指導や経営指導のアドバイス等を行う。 【定額（10/10相当）】 - 共同化推進 共同受注窓口を継続できる体制の確立を図る。
② 障害者就業・生活支援センター事業の推進（一部新規）	-	11億円	①センター設置による就労支援の強化推進（322箇所→327箇所） 就業に伴う日常生活面の支援を必要とする障害者に対し、窓口での相談や職場・家庭訪問などによる生活面の支援などを実施する。 ②就労系サービスの利用に関するモデル事業の推進（新規） 平成24年4月からのサービス利用計画対象者の拡大に伴い、就労系の障害福祉サービス利用希望者に対して相談支援事業所が行うサービス利用計画の作成に資する、アセスメントの実施及び評価などをモデル的に実施する（10箇所）。
5 自殺・うつ病対策の推進 ① 地域で生活する精神障害者へのアウトリーチ（訪問による支援）体制の確立	7億円	7.9億円	（再掲）
② 認知行動療法の普及の推進 ③ 地域での効果的な自殺対策の推進と民間団体の取組支援、普及啓発の推進	1億円 4億円	0.98億円 3.2億円	（再掲） 都道府県・指定都市に設置されている「地域自殺予防情報センター」において、専門相談を実施するほか、関係機関のネットワーク化等によるうつ病対策、依存症対策等の精神保健的な取組を進めることにより自殺対策の向上を図る。 また、自殺未遂者や自死遺族等へのケアに当たる人材を育成するための研修を行う。さらに、先進的かつ効果的な自殺対策を行っている民間団体に対し支援を行う。 ① 自殺対策に取組む民間団体への支援 1.3億円 先進的かつ効果的な自殺の防止等に関する活動を行っている民間団体に対し、支援を行う。 ② 地域における薬物等の依存症対策の推進（一部新規） 0.53億円 地域における薬物・アルコールを中心とした依存症対策を推進するため、「地域依存症対策支援計画」を策定し、この計画に基づく事業を実施するとともに、新たに依存症家族に対する相談支援を専門的に行う「家族支援員」を本事業を実施する自治体の精神保健福祉センターに配置する。また、依存症者の社会復帰支援を強化するため、関係者に加え、依存症家族に対しての研修を行う。
④ 自殺予防に向けた相談体制の整備と人材育成	36億円	0.4億円	うつ病の早期発見・早期治療につなげるため、一般内科医、小児科医、ケースワーカーなどの地域で活動する方へのうつ病の基礎知識、診断、治療等に関する研修を行い、地域における各種相談機関と精神保健医療体制の連携強化を図る。

項目		23年度 予算	24年度 予算案	備考
新 新	6 復興特別会計の主な施策			
	① 災害時の障害福祉サービス提供体制の整備（新規）【復旧・復興：再掲】	—	45億円	（再掲）
	② 発達障害者への災害時支援（新規）【復旧・復興：再掲】	—	0.45億円	（再掲）
	③ 障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置【復興・復旧：再掲】	—	0.16億円	（再掲）
				〈参考1〉平成23年度第3次補正予算案 ○障害福祉サービスの再構築 15億円 被災地の障害福祉サービス事業所が引き続き安定したサービスの提供を行うため、障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業を積み増し（被災3県）し、障害者就労支援事業所等に対する支援や居宅介護事業所等の事業再開 〈参考2〉平成23年度第4次補正予算案 ＜被災施設の災害復旧＞ ○社会福祉施設等災害復旧費補助金の積み増し 0.88億円 長野中部地震、新潟・福島豪雨、台風12号及び台風15号により被災した障害福祉サービス事業所の復旧に要する経費の一部に対して財政支
X 児童家庭福祉施策の充実				
	1 待機児童解消のための保育所の受入れ児童数の拡大			
	（1）民間保育所運営費	3,743億円	3,962億円	- 待機児童解消のための保育所の受入れ児童数（毎年約5万人）の拡大に伴う運営費の増。 【その他改善事項】 - 民間施設給与等改善費の勤続年数の通算にあたって、児童厚生施設、児童家庭支援センターでの勤務経験及び看護師については、医療機関での勤務経験を算定できることとする。
	（2）待機児童解消促進等事業費	37億円	27億円	- 家庭的保育事業（保育ママ） - 家庭的保育補助者経費の単価改善 - 利用児童数 10,000人 → 10,000人 - 認可化移行促進事業 - 保育所分園推進事業 等

項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
(3) 保育環境改善等事業	2.3億円	1.37億円	保育サービスの推進のための施設の軽微な改修等を推進する。 ※「安心こども基金」で実施している保育所の整備費、認定こども園の経費及び「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の具体的施策である、保育所整備の補助率嵩上げ地域の対象拡大、土地借料支援等については平成23年度第4次補正予算案で基金の積み増し・延長を行い、引き続き実施。（「プロジェクト」の対象は待機児童のいる全ての自治体に拡大） ○「待機児童解消「先取り」プロジェクト」の強化 124億円 「日本再生重点化措置」で要求していた「待機児童解消「先取り」プロジェクトの強化」については、「安心こども基金」で実施することとし、以下の拡充を図る。 ①対象を待機児童のいる全ての自治体に拡大 ②グループ型小規模保育事業での緊急時の安全対策等を管理する人の配置に要する経費を補助 ③職員の配置等の基準を満たす認可外保育施設の開設準備に要する経費等を補助 ④「地方版子ども・子育て会議」の設置や小規模かつ多機能な保育事業の実施により、保育サービスの供給が不足している地域にきめ細か
2 多様な保育サービスの提供等			
(1) 延長保育促進事業	204.7億円	213.7億円	残業や通勤距離の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。 54.9万人 → 58.0万人分
(2) 家庭的保育事業（保育ママ）	35億円	25.5億円	(再掲)
(3) 病児・病後児保育事業	37.2億円	40.6億円	地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業や保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う事業等を推進する。 病児・病後児対応型 延べ115.5万人 → 延べ143.7万人 体調不良児対応型 870か所 → 870か所 非施設型（訪問型） 15か所 → 15か所
(4) 休日・夜間保育事業	8.4億円	7.8億円	保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。 休日保育事業 90,000人 → 100,000人 夜間保育推進事業 196か所 → 224か所
(5) その他の保育サービスの充実	67.4億円	51.3億円	事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。 ※ 上記（約4,304億円）とは別に、地域子育て支援拠点や一時預かり事業等については、子育て支援交付金（307億円）において、「子ども・子育てビジョン」の実現に向けて推進
3 社会的養護体制の充実	856億円	942億円	
(1) 児童養護施設等の人員配置の引き上げ			被虐待児等の増加に対応し、ケアの質を高めるため、社会的養護の施設の児童指導員・保育士等の基本的人員配置を引き上げる。（児童養護施設6:1→5.5:1（小学生以上）、乳児院1.7:1→1.6:1情緒障害児短期治療施設5:1→4.5:1、児童自立支援施設5:1→4.5:1、10世帯以上の母子生活支援施設に母子支援員を1名増）

項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
(2) 家庭的養護の推進（一部新規）			児童養護施設等の小規模化・地域分散化を図り、家庭的養護への転換を推進するため、里親への委託や、ファミリーホーム（80箇所→120箇所）、小規模グループケア（713箇所→743箇所）、地域小規模養護施設（210箇所→240箇所）の増及び小規模グループケアの管理宿直等職員の配置の増（160箇所→743箇所）を図るとともに、既存の建物の賃借料の措置費算定（月額10万円）を行うことにより、賃貸によるファミリーホーム等の実施を推進する。 また、児童養護施設及び乳児院に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行う里親支援専門相談員を配置する。
(3) 被虐待児童等への支援の充実（一部新規）			社会的養護の施設等でのケアの充実を図るため、乳児院の全ての施設への被虐待児等個別対応職員の配置、児童養護施設等の第三者評価の受審とその結果の公表の義務化に伴う経費の措置費算定（一回30万円）、里親等への一時保護委託費の充実、児童家庭支援センターの設置推進等を図る。
(4) 要保護児童の自立支援の充実（一部新規）			児童養護施設等を退所する児童の自立支援の充実を図るため、児童の就職や大学等進学時の自立生活支度費の充実（216,510円→268,510円）、自立に役立つ資格取得に要する経費の支給（55,000円）や母子生活支援施設に入所している児童の進学時に要する経費の支給（小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円）を行うとともに、自立援助ホームの箇所数の増（93箇所→115箇所）等を行う。
4 母子家庭等自立支援対策の推進 (1) 母子家庭等の就業支援策等の推進	1,899.7億円	1,912億円	○母子家庭等就業・自立支援事業 母子家庭等就業・自立支援センター等で、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。 ○母子自立支援プログラム策定等事業 個々の母子家庭の母等の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行う母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。 ○母子家庭自立支援給付金事業 ・高等技能訓練促進費等事業 看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合に、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。 ・自立支援教育訓練給付事業 地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座終了後に受講料の一部を支給する。 ○マザーズハローワーク事業の拡充 22.9億円 (職業安定局予算に計上) 事業拠点の増設（168か所→173か所）等、マザーズハローワーク事業を拡充する。 ○在宅就業の支援 0.12億円 子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母にとって、仕事と家庭の両立を図りやすい働き方である在宅就業を推進するため、先駆的な取組事例等を収集・集約し、情報提供を行うこと等により、地方自治体等の取組の促進を図る。
(2) 養育費確保策の推進等	0.6億円	0.59億円	○養育費相談支援センター事業 養育費相談支援センターで、養育費の取り決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
(3) 子育て・生活支援策の推進		(母子家庭等対策総合支援事業(36.5億円)の内数) 子育て支援交付金(524億円)の内数	○母子家庭等日常生活支援事業 母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。 ○ひとり親家庭生活支援事業 ひとり親家庭に対する相談支援、生活支援講習会、訪問援助等の事業に加え、新たに大学生等の学習ボランティアを派遣し、母子家庭等の児童の学習支援を図る事業を行う。 ○子育て短期支援事業 親の病気、残業などの場合に児童養護施設等で、児童等を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。
(4) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援	1,819億円	1,827億円	・児童扶養手当 1,768.8億円 離婚によるひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。 なお、配偶者からの暴力(DV)被害者は、1年以上父等から養育放棄等されていることを要件とせず、裁判所の保護命令が発令される等の要件により支給対象とする。 また、手当額についてはこれまで年金と連動して同じスライド措置が採られており、かつて特例法でマイナスの物価スライドを行わず手当額を据え置いたことにより、1.7%、本来の手当額より高い水準の手当額で支給している措置について、年金と同様に、手当額を本来の水準に計画的に引き下げる。(平成24年度から26年度の3年間で解消し、平成24年10月から0.6%引き下げ) ・母子寡婦福祉貸付金 50.4億円 母子家庭や寡婦の自立を促進するため、技能取得等に必要な資金の貸付 ・東日本大震災の影響を受けた母子家庭等への経済的支援【復旧・復興】 8億円 東日本大震災の影響を受けた母子家庭等に対し、母子寡婦福祉貸付金による経済的支援を行う。
5 配偶者からの暴力(DV)への対策等の推進	56.4億円	57.5億円	配偶者からの暴力(DV)被害者に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。また、婦人保護施設について、母子生活支援施設と同様に、同伴する児童の入進学支度金を支給(小学校39,500円、中学校46,100円、高校58,500円)するとともに、地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃借料の一部を措置費算定(月額10万円)する。
6 子どものための手当制度 (1) こどものための手当制度		1兆2,840億円	平成24年度以降の子どものための手当制度に関しては以下の方針に沿って、所要額を平成24年度予算に計上すると共に、平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法附則第2条第1項の規定を踏まえ、児童手当法を改正する所要の法律案を平成24年通常国会に提出する。 給付総額 2兆2,857億円 *上記のうち、国負担分1兆3,283億円(厚生労働省予算1兆2,843億円、国家公務員分441億円) ①3歳未満の子ども一人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了までの子ども(第1子・第2子)一人につき月額10,000円を、小学校修了後中学校修了までの子ども一人につき月額10,000円を支給する。年少扶養控除廃止に伴う手取り額の減少に対応するため、所得制限以上の者については、中学校修了までの子ども一人につき、5,000円を支給する。

項目	23年度 予算	24年度 予算案	備考
7 放課後児童対策の充実 (1) 放課後児童クラブ運営費の補助 (2) 放課後児童クラブ整備費等の補助 8 地域における子育て支援の充実 9 児童館、児童センターの整備	265.5億円 40.8億円 5.8億円	279.3億円 28.3億円 307億円 次世代育成支 援対策施設整 備交付金(27 億円)の内数	②所得制限は960万円（夫婦、子ども2人）を基準とし、これまでの児童手当制度と同様に扶養親族数等に応じた加減等を行い、被用者・非被用者の水準は同一とする。また、所得制限は、平成24年6月分から適用する。 ③所得制限額未満の被用者に対する3歳未満の子どもに係る手当の費用の15分の7を事業主が負担し、その他の子どもに係る手当の費用を国と地方が2対1の割合で負担する仕組みとする。なお、都道府県と市町村の割合は、1対1とする。 ④公務員については、所属庁から支給する。 ⑤特別措置法で設けられた、保育料の手当からの直接徴収、学校給食費等の本人同意による手当からの納付、子どもの国内居住要件、施設入所子どもの施設の設置者への支給等については、同様の仕組みを設ける。 ※子ども手当事務取扱交付金を一般財源化（年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分で対応）。 総合的な放課後児童対策（放課後子どもプラン）の着実な推進を図るとともに、保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスを受けられるよう、「子ども・子育てビジョン」に掲げる目標の達成に向けた放課後児童クラブの箇所数の増（25,591箇所→26,310箇所）を図る。 放課後児童クラブの設置や大規模クラブ（71人以上）の解消を図るための整備や改修等を図る。 すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業を推進するため、地域子育て支援拠点や一時預かりなどの設置等に対して、交付金を交付する。 ※地方独自の子育て支援推進事業等の一般財源化を実施（年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収分で対応）。 児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした、地域における児童の健全育成のための取り組みの拠点として児童館、児童センターの整備を図る。
XI 老人クラブ活動等の充実			
1 老人クラブ活動等助成費の充実 (1) 高齢者地域福祉推進事業（老人クラブ活動等助成費）の確保 (2) 全国老人クラブ連合会助成費の確保	27.6億円 0.09億円	27.6億円 0.09億円	